

議第 4 号議案

横浜市市会議員の議員報酬及び期末手当の臨時特例に関する条例の
制定

横浜市市会議員の議員報酬及び期末手当の臨時特例に関する条例を次のように
定める。

平成 25 年 6 月 20 日提出

横浜市会議員

伊 波 洋之助	上 野 盛 郎	梶 村 充
川 口 正 寿	草 間 剛	黒 川 勝
小 松 範 昭	興 石 且 子	佐 藤 茂
佐 藤 祐 文	斉 藤 達 也	坂 井 太
酒 井 誠	清 水 富 雄	渋谷 健
嶋 村 勝 夫	鈴 木 太 郎	瀬之間 康 浩
関 勝 則	田 中 忠 昭	田野井 一 雄
高 橋 徳 美	畑 野 鎮 雄	藤 代 哲 夫
古 川 直 季	松 本 研	山 下 正 人
山 田 一 海	山 本 尚 志	遊 佐 大 輔
横 山 正 人	渡 邊 忠 則	安 西 英 俊
尾 崎 太	加 藤 広 人	加 納 重 雄
行 田 朝 仁	源 波 正 保	斉 藤 伸 一
斎 藤 真 二	高 橋 正 治	竹 内 康 洋
中 島 光 徳	仁 田 昌 寿	福 島 直 子
望 月 康 弘	和 田 卓 生	五十嵐 節 馬
石 渡 由紀夫	市 野 太 郎	大 山 しょうじ
川 口 珠 江	川 辺 芳 男	菅 野 義 矩
小 粥 康 弘	今 野 典 人	坂 本 勝 司

中山大輔
森敏明
山田桂一郎

花上喜代志
谷田部孝一
井上さくら

麓理恵
小幡正雄
太田正孝

横浜市条例（番号）

横浜市市会議員の議員報酬及び期末手当の臨時特例に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）の市会議員の議員報酬及び期末手当を減額するため、横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年8月横浜市条例第30号。以下「条例」という。）の特例を定めるものとする。

（議員報酬の特例）

第2条 条例第2条に規定する市会議員の議員報酬の額は、同条の規定にかかわらず、特例期間に限り、同条に規定する議員報酬の額から、同条に規定する議員報酬の額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

（市会議員の期末手当の特例）

第3条 特例期間においては、条例第4条の規定により市会議員に支給される期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の額は、前条に規定する額とする。

（端数計算）

第4条 この条例により、市会議員の議員報酬及び期末手当の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

提 案 理 由

平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間の市会議員の議員報酬及び期末手当を減額するため、横浜市市会議員の議員報酬及び期末手当の臨時特例に関する条例を制定したいので提案する。

議第4号議案 横浜市市会議員の議員報酬及び期末手当の
臨時特例に関する条例の制定の取り扱い（案）

項 目		調 整 内 容
1	議案発送	6月18日（火）
2	通告期間	6月18日（火）議案発送後から6月19日（水）午後5時まで
3	上程日	6月20日（木）の本会議
4	提案理由説明	簡潔に実施
5	質 疑	通告に応じ実施
6	委員会付託	政策・総務・財政委員会に付託